

第 77 期 報 告 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)



ロンシール工業株式会社

第77期 事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続いておりましたが、新型コロナウイルス感染症が国内及び世界経済に甚大な影響をもたらしました。

今後も感染症拡大の早期収束が見通せず、景気の先行きも厳しい状況が続くと見込まれております。

当社グループと関連が深い建設業界におきましては、公共投資は底堅く推移したものの、住宅建設の着工件数は緩やかに減少しており、競争の激化や人手不足等により厳しい状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは営業力の強化と商品力の強化に努めてまいりましたが、当連結会計年度の連結売上高は、198億95百万円(前期比2.0%減)となりました。

損益面につきましては、当連結会計年度においても諸経費の削減と生産性の向上に努めてまいりましたが、営業利益は17億43百万円(前期比9.6%減)、経常利益は18億8百万円(前期比10.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は12億7百万円(前期比13.9%減)となりました。

セグメント別の状況は次のとおりです。

(合成樹脂加工品事業)

主力の建材製品は、壁装材が売上増となりましたが、国内床材、防水資材、住宅資材、輸出用床材は売上減となりました。また、産業資材製品は、車両用床材が売上増となりましたが、フィルム基材は売上減となりました。

この結果、売上高は195億35百万円(前期比2.0%減)、営業利益は14億70百万円(前期比10.9%減)となりました。

(不動産賃貸事業)

不動産賃貸料収入は、売上高は3億60百万円(前期比2.5%減)、営業利益は2億72百万円(前期比1.8%減)となりました。

企業集団のセグメント別売上高

事業区分	当期		前期		増減	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
合成樹脂 加工品事業	19,535	98.2	19,929	98.2	△394	△2.0
不動産 賃貸事業	360	1.8	369	1.8	△9	△2.5
合計	19,895	100.0	20,298	100.0	△403	△2.0

(2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資は、研究開発拠点の新棟建築、環境対応設備、試験機、印刷・型押ロールなど、総額11億79百万円であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行に伴い個人消費のみならず経済社会に与える影響が大きく危惧される中、住宅投資の減少、販売競争の激化、物流コストの上昇等が懸念されるなど、見通しが不透明であります。

当社グループにおきましては、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを受け、可能な限りテレワーク、時差出勤等への切替えを行い、お客様及び従業員への感染拡大防止に努めております。

このような環境の下、当社グループは適時適切な対応を取ることで、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を最小限にすることに努めると共に収束後を見据え、事業環境の変化にスピーディーに対応できる体制整備と事業基盤強化策を推し進め、さらに新製品や工法の開発を合わせて実施し、安定した利益を確保し続ける企業への変革に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第74期 2017年3月期	第75期 2018年3月期	第76期 2019年3月期	第77期 2020年3月期
売上高 (百万円)		20,974	20,686	20,298	19,895
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		1,719	1,595	1,402	1,207
1株当たり当期純利益		371円24銭	346円16銭	304円19銭	261円90銭
純資産 (百万円)		13,653	15,048	16,012	16,644
総資産 (百万円)		21,496	22,475	22,514	24,021

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
ロンシールインコーポレイテッド	千米ドル 380	% 100.0	建材商品の仕入及び販売
株式会社ロンテクノ	百万円 20	% 100.0	建材商品の仕入・販売及び工事
龍喜陸 (上海) 貿易有限公司	千人民元 1,975	% 100.0	建材商品の仕入及び販売

(7) 主要な事業内容

当社グループの事業及び主要製品は次のとおりです。

合成樹脂加工品事業

- ・ 建築用床材（抗菌・抗ウイルス製品、ノーワックス製品、機能製品）

教育施設、医療福祉施設、生産施設、マンション等の床材
抗ウイルス性ノーワックス床シート「CTシリーズ、ロンプロテクト」、超防汚性ノーワックス床シート「サニタリウム」、一般用床シート「ロンリウムシリーズ」、発泡層付床シート「ロンフォームCT」、防滑性床シート「ロンマットME」、階段用床材「ロンステップME、ロンステップ室内用」、各種機能性床シート「ツートンリウム、IDフロアシリーズ、ロンクリーンリウム、プレスリウム」、機能性タイル「ロンタイルOA」、タイルカーペット「パーホロンタイルカーペット」

- ・ 屋上防水材

教育施設、医療福祉施設、オフィス、店舗、工場、マンション、一般住宅等の防水材

ロンブルーフェース、ベストブルーフ、ニューベストブルーフ、ベストブルーフプラス、ベストブルーフ α 、ベストブルーフRS

- ・ 環境対応防水システム

教育施設、医療福祉施設、店舗、工場、マンション、一般住宅の屋上緑化、遮熱材料による環境保護とヒートアイランド現象の緩和

太陽光パネル設置工法「PV支持架台」、遮熱防水仕様「ベストブルーフシャネツ」、「ロンブルーフシャネツ」、長期防水保証システム「ロンブルーフSP」、屋上緑化システム「ロンググリーン仕様」

- ・ 壁装材（TVOC対策品、抗菌・抗ウイルス製品、消臭製品及び一般品）

教育施設、店舗、オフィス、マンション、医療福祉施設、一般住宅等の壁紙

- ・ 車両用床材

鉄道車両用、バス用の床材

- ・ 機能性フィルム

印刷用化粧フィルム、保護フィルム、IC関連加工用フィルム、抗ウイルス性フィルム

- ・ 工事業

各種防水工事及び室内装飾内装工事

不動産賃貸事業

- ・ ショッピングセンター施設

(8) 主要な事業所

① 当社

本 社 (東京都墨田区)

本 社 分 室 (東京都墨田区)

大 阪 支 店 (大阪市淀川区)

営 業 所 札幌、仙台、北関東、土浦、東京、首都圏、横浜、名古屋、
大阪、広島、福岡

土 浦 事 業 所 (茨城県土浦市)

賃 貸 施 設 (東京都葛飾区)

② 子会社

ロンシーラインコーポレイテッド (米国カリフォルニア州)

株式会社ロンテクノ (東京都豊島区)

龍喜陸(上海)貿易有限公司 (中国上海市)

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比
445名	12名増加

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
393名	12名増加	40.7歳	15.8年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 上記従業員数には、臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	百万円 800

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 9,000,000株
(2) 発行済株式総数 4,625,309株 (自己株式15,711株を含む)
(3) 株 主 数 3,683名
(4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
東ソー株式会社	1,757	38.13
KBL EPB S. A. 107704	511	11.09
株式会社みずほ銀行	211	4.58
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	189	4.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	157	3.42
東京海上日動火災保険株式会社	91	1.97
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	65	1.42
GOLDMAN SACHS INTERNAT IONAL	57	1.25
日本生命保険相互会社	53	1.15
ロンプ持株会	41	0.89

(注) 持株比率は、自己株式 (15,711株) を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
大村 朗	代表取締役社長 社長執行役員	
蓮 沼 修	取締役常務執行役員 (土浦事業所長)	株式会社ロンテクノ取締役
井 関 直 彦	取締役常務執行役員 (人事・総務部 経理部 監査室 防水事業部担当)	
常 盤 昭 夫	取締役常務執行役員 (建築事業部長兼大阪支店 長 壁装事業部担当)	ロンシールインコーポレイテッド取締役 株式会社ロンテクノ取締役 龍喜陸（上海）貿易有限公司董事
松 本 公 一	取締役執行役員 (経営管理部 情報システ ム部 購買部担当)	ロンシールインコーポレイテッド取締役 龍喜陸（上海）貿易有限公司監査役
田 中 達 也	取締役	田中藍株式会社代表取締役社長
平 山 達 也	取締役（常勤監査等委員）	株式会社ロンテクノ監査役
大 石 秀 夫	取締役（監査等委員）	
河 本 浩 爾	取締役（監査等委員）	東ソー株式会社常勤監査役

- (注) 1. 取締役のうち田中達也氏、大石秀夫氏及び河本浩爾氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、田中達也氏及び大石秀夫氏は東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員であります。
2. 当社は定款において常勤の監査等委員を選定することができる旨を定めており、監査等委員会の活動の実効性を確保するためには常勤者による監査が必要と判断し、当該規定に基づき平山達也氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当期中の取締役の異動
- ① 取締役 蓮沼修氏は2019年6月27日開催の第76回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
 - ② 取締役 田中利彦氏は2019年6月27日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	7 (1)	百万円 95 (5)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3 (2)	19 (7)
合計	10	115

- (注) 1. 上記には、2019年6月27日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は、含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

当該事業年度における主な活動の状況

監査等委員でない社外取締役田中達也氏は、当事業年度中に開催した13回の取締役会のうち、13回出席し、他社での経営者としての豊富な経験、知見を有する立場に必要な発言を適宜行いました。

監査等委員である社外取締役大石秀夫氏は、当事業年度中に開催した13回の取締役会のうち、13回出席し、また、当事業年度中に開催した11回の監査等委員会のうち、11回出席し、他社での経営者、監査役としての豊富な経験、知見を有する立場に必要な発言を適宜行いました。

監査等委員である社外取締役河本浩爾氏は、当事業年度中に開催した13回の取締役会のうち、13回出席し、また、当事業年度中に開催した11回の監査等委員会のうち、11回出席し、他社での経営者としての豊富な経験、知見及び財務・会計に関する適切な知見を有する立場に必要な発言を適宜行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

25百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

25百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めておりません。

2. 会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

当監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(6) 子会社の監査の状況

当社子会社ロンシールインコーポレイテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 役職員が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範を示した「ロンシール・グループ コンプライアンス行動指針」を定め、取締役及び執行役員は率先垂範して同指針を遵守する。

イ. 取締役会への付議及び報告の基準となる「取締役会規則」及び「職務権限規程」を定め、取締役及び執行役員は同規則及び同規程に則り職務を執行する。

ウ. 取締役の職務の執行は、監査等委員会の監査を受ける。

② 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存及び管理に関する「文書管理規程」を定め、株主総会議事録、取締役会議事録、その他取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員の職務執行に係る情報が記載された文書を常時、取締役、執行役員から閲覧の要請があった場合に速やかに閲覧できるよう適切な場所に保管するとともに、定められた期間保存する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 「リスク管理基本規程」に則り、リスク管理体制を整備するとともに、役職員への周知徹底を行う。

イ. リスク管理の状況を定期的に取り締役に報告する。

④ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 監査等委員会設置会社として、取締役会の監督機能強化に取組み、経営の監督・意思決定機能と業務執行を分離し、業務執行に関する意思決定を機動的に行っていくため、取締役会の決議により定めた一定の事項については、経営会議及び稟議手続きを経て決定する。

イ. 取締役会の決議により、業務執行を担当する執行役員を選任し担当業務を定め、会社の業務を委任する。各執行役員は社内規程に基づき委譲された職務権限により、取締役会で決定した会社の方針、業務執行に関する経営会議での決定事項及び社長の指示の下に業務を執行する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 役職員が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範を示した「ロンシール・グループ コンプライアンス行動指針」を定め、同指針の遵守を徹底する。
 - イ. 「コンプライアンス規程」に則り、役職員一人一人が高い倫理観を持ち公正誠実にコンプライアンスを実践するよう継続的な教育を推進する。
 - ウ. コンプライアンス担当部門、コンプライアンス相談窓口を設け、コンプライアンスに関する相談及び通報が出来る体制を整える。また、通報を行った者に対し、当該通報したことを理由に不利な取扱いを行わないことを確保する。
- ⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社は、「子会社管理規程」に則り、その適正な運用を図る。
 - イ. 子会社は、当社のリスク管理体制に準じた自律的な管理体制を構築・運用し、当社は適切な報告を求める。
 - ウ. 子会社は、職務権限及び意思決定のルールを明確化し、当社は適切な管理及び指導を行う。
 - エ. 当社は、当社グループの役職員が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範を示した「ロンシール・グループ コンプライアンス行動指針」を子会社へ周知徹底する。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 当社は、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置する。
 - イ. 監査等委員会事務局の主要な人事については監査等委員会と事前に協議する。
 - ウ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人について、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性、監査等委員会の指示の実効性を確保するための体制に関し監査等委員会から要請があれば協議の上、協力する。

- ⑧ 当社及び子会社の取締役等及び使用人が当社の監査等委員会へ報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員会に遅滞なく報告する。前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - イ. 内部監査状況（内部統制システムの状況を含む）及びリスク管理に関する状況、並びに社内通報制度に関する通報状況については監査等委員会へ遅滞なく報告する。
 - ウ. 前各項に関して、監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 社長は、監査等委員と定期的な会合を開催し、経営全般に亘る事項について意見交換を行う。
 - イ. 監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人から適宜報告を受け、相互連携を図る。
 - ウ. 監査等委員が職務の執行上必要と認める費用又は債務の処理について、会社に請求することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記（１）の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備及び運用状況を調査し取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、体制の整備又は運用の見直しを行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

当事業年度の運用状況としましては、取締役及び使用人は法令及び社内規程に基づき業務を執行し、内部統制システムが適正に運用されている事を確認しております。また、社内研修においてコンプライアンス教育等を実施し、ロンシール・グループ コンプライアンス行動指針の周知・徹底を行っております。

なお、リスクの管理状況は取締役会に報告し、状況を確認の上、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制強化を図っております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「ロンシール・グループ コンプライアンス行動指針」に反社会的勢力との関係遮断に関する行動指針を示し、社内教育・研修等を通じてその内容を周知徹底しています。また、人事・総務部を担当部署とし、事案の発生時には警察当局、顧問弁護士等と緊密に連絡を取り、速やかに対処できる体制を整備しています。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、以下の経営方針を支持する者が、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」であることが望ましいと考えています。

【経営方針】

当社は、『ステークホルダーの信頼に込め続けること』を経営の基本としています。その為に、健全な経営システムのもと、企業価値の向上を目指し、更なるコーポレートガバナンスの強化が重要であると認識しています。

コーポレートガバナンスの基本方針は次のとおりです。

- ① 経営のスピードアップと事業遂行力の向上
- ② 企業行動の透明性と健全性の確保
- ③ 適時かつ適切な情報開示及びアカウンタビリティ（説明責任）の充実

なお、上記の経営方針に照らして不適切な者が当社支配権の獲得を表明した場合には、当該表明者や第三者（独立社外者）とも協議のうえ、次の3項目の要件を充足する必要かつ妥当な措置を講じるものとします。

- ・当該措置が上記の経営方針に沿うものであること
- ・当該措置が株主の共同の利益を損なうものでないこと
- ・当該措置が役員の地位の維持を目的とするものでないこと

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、永続的かつ安定的な利益還元を行うことを基本としております。利益還元の目標としては、連結当期純利益の20%～40%を目安とし、内部留保及び事業環境等を勘案し決定します。

このような方針の下、第77期の期末配当につきましては、2020年5月14日開催の取締役会において、以下のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。

なお、当期の期末配当につきましては、当期の業績が前期比減益になるものの、前期の普通配当と同額の80円の配当を実施いたします。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき80円 総額 368,767,840円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月9日

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(24,021)	(負債の部)	(7,377)
流 動 資 産	16,797	流 動 負 債	5,807
現金・預金	7,400	支払手形・買掛金	2,074
受取手形・売掛金	4,844	電子記録債務	887
電子記録債権	1,349	短期借入金	1,180
商品及び製品	2,257	リース債務	10
仕掛品	248	未払金	637
原材料及び貯蔵品	628	未払法人税等	186
その他の流動資産	72	預り金	15
貸倒引当金	△3	賞与引当金	304
固 定 資 産	7,224	設備関係支払手形	80
有 形 固 定 資 産	6,083	その他の流動負債	430
建物及び構築物	1,822	固 定 負 債	1,569
機械装置及び運搬具	713	リース債務	274
工具・器具・備品	306	預り保証金	1,215
土地	2,419	退職給付に係る負債	80
リース資産	250	(純資産の部)	(16,644)
建設仮勘定	570	株 主 資 本	16,395
無 形 固 定 資 産	127	資本金	5,007
投 資 其 他 の 資 産	1,013	資本剰余金	4,121
投資有価証券	699	利益剰余金	7,292
繰延税金資産	188	自己株式	△26
その他の投資その他の資産	141	その他の包括利益累計額	248
貸倒引当金	△16	その他有価証券評価差額金	282
		為替換算調整勘定	△33
資 産 合 計	24,021	負債及び純資産合計	24,021

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		19,895
売上原価		12,126
売上総利益		7,768
販売費及び一般管理費		6,025
営業利益		1,743
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	33	
その他の営業外収益	55	89
営業外費用		
支払利息	6	
その他の営業外費用	17	24
経常利益		1,808
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	1	1
特別損失		
固定資産除却損	115	
その他の特別損失	0	115
税金等調整前当期純利益		1,694
法人税、住民税及び事業税		461
法人税等調整額		26
当期純利益		1,207
親会社株主に帰属する当期純利益		1,207

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,007	4,121	6,500	△25	15,603
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△414		△414
親会社株主に帰属する当期純利益			1,207		1,207
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	0	792	△0	791
当 期 末 残 高	5,007	4,121	7,292	△26	16,395

(単位：百万円)

項 目	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	432	△24	408	16,012
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△414
親会社株主に帰属する当期純利益				1,207
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△149	△9	△159	△159
当 期 変 動 額 合 計	△149	△9	△159	632
当 期 末 残 高	282	△33	248	16,644

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 3社
- (2) 連結子会社の名称
ロンシールインコーポレイテッド
株式会社ロンテクノ
龍喜陸（上海）貿易有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のロンシールインコーポレイテッド及び、龍喜陸（上海）貿易有限公司の決算日は、12月31日であり、当連結計算書類の作成にあたり同決算日現在の計算書類を使用しています。ただし、1月1日から3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの 総平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③デリバティブの評価基準

時価法（ただし、ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについては特例処理を、為替予約取引については振当処理を採用）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

ア．リース資産以外の有形固定資産 定額法

イ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法
によっております。

②無形固定資産

定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）

③長期前払費用

均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 売掛金、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員の賞与支給に備え、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①ヘッジ会計の方法

ア. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理をしております。なお、ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を採用しております。

イ. ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段
金利スワップ取引、為替予約取引
ヘッジ対象
借入金、外貨建（予定）取引残高

ウ. ヘッジ方針 借入金の利息相当額の範囲内及び外貨建（予定）取引残高の範囲内で、必要に応じてヘッジしております。

エ. ヘッジ有効性評価の方法 主にヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段についてそれぞれのキャッシュ・フロー総額の変動額を比較してヘッジの有効性の判定を行っています。但し、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引及び振当処理の要件を満たしている為替予約の場合は、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

②退職給付に係る会計処理の方法 従業員の退職給付に備えるため、当社は適格退職年金制度の廃止日（2003年6月30日）における自己都合要支給額から当該時点における年金資産を控除した金額に基づき、子会社は当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

③消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

19,036百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

4,625,309株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月10日 取締役会	普通株式	414	90.00	2019年3月31日	2019年6月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	368	80.00	2020年3月31日	2020年6月9日

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金の調達については、銀行等金融機関からの借入により行っております。

受取手形・売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、販売取引先管理規程に沿って、リスク低減を図っております。

投資有価証券は、株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形・買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は、運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払金利の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、将来の為替・金利変動によるリスク回避を目的としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金・預金	7,400	7,400	—
(2) 受取手形・売掛金	4,844		
(3) 電子記録債権	1,349		
貸倒引当金(*2)	△3		
	6,189	6,189	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	684	684	—
(5) 支払手形・買掛金	(2,074)	(2,074)	—
(6) 電子記録債務	(887)	(887)	—
(7) 短期借入金	(1,180)	(1,180)	—
(8) リース債務(流動負債、固定負債)	(284)	(284)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 受取手形・売掛金並びに電子記録債権に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形・売掛金並びに (3) 電子記録債権

これらは信用リスクを把握することが困難なため、貸倒引当金をリスクとみなし、受取手形・売掛金並びに電子記録債権に対応する一般貸倒引当金を控除した価額をもって時価としております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

- (5) 支払手形・買掛金、(6) 電子記録債務並びに (7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (8) リース債務(流動負債、固定負債)

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (注) 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額15百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。また、預り保証金(連結貸借対照表計上額1,215百万円)については、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都葛飾区四つ木において、ショッピングセンター施設(土地を含む)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
974	3,820

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当期末時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づいた鑑定評価であります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,610円80銭
1株当たり当期純利益	261円90銭

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(22,554)	(負債の部)	(6,955)
流動資産	15,234	流動負債	5,555
現金・預金	6,045	支払手形	268
受取手形	1,645	電子記録債権	887
電子記録債権	1,314	買掛金	1,707
売掛金	3,337	短期借入金	1,180
未収入金	108	リース債務	10
前払費用	6	未払金	573
商品及び製品	1,927	未払法人税等	161
仕掛品	209	未払費用	88
材料及び貯蔵品	628	預り金	15
その他の流動資産	11	賞与引当金	286
固定資産	7,319	設備関係支払手形	80
有形固定資産	6,156	その他の流動負債	294
建物	1,620	固定負債	1,400
構築物	202	リース債務	274
機械及び装置	709	預り保証金	1,079
車両運搬具	4	退職給付引当金	46
工具・器具・備品	302		
土地	2,496		
リース資産	250		
建設仮勘定	570	(純資産の部)	(15,598)
無形固定資産	126	株主資本	15,324
施設利用権	20	資本金	5,007
ソフトウェア	84	資本剰余金	4,120
ソフトウェア仮勘定	21	資本準備金	4,120
投資その他の資産	1,036	その他資本剰余金	0
投資有価証券	668	利益剰余金	6,222
関係会社株式	181	利益準備金	311
差入保証金	27	その他利益剰余金	5,910
長期前払費用	82	繰越利益剰余金	5,910
その他の投資その他の資産	21	自己株式	△26
繰延税金資産	70	評価・換算差額等	274
貸倒引当金	△15	その他有価証券評価差額金	274
資産合計	22,554	負債及び純資産合計	22,554

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,559
売 上 原 価		11,112
売 上 総 利 益		6,446
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,134
営 業 利 益		1,312
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	208	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	54	262
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	17	23
経 常 利 益		1,551
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1	1
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	115	115
税 引 前 当 期 純 利 益		1,437
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		360
法 人 税 等 調 整 額		△6
当 期 純 利 益		1,084

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	5,007	4,120	—	4,120	311	5,240	5,552
当 期 変 動 額							
剰余金の配当						△414	△414
当期純利益						1,084	1,084
自己株式の取得							
自己株式の処分			0	0			
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	0	0	—	669	669
当 期 末 残 高	5,007	4,120	0	4,120	311	5,910	6,222

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 等	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△25	14,655	417	15,073
当 期 変 動 額				
剰余金の配当		△414		△414
当期純利益		1,084		1,084
自己株式の取得	△0	△0		△0
自己株式の処分	0	0		0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)			△143	△143
当期変動額合計	△0	668	△143	525
当 期 末 残 高	△26	15,324	274	15,598

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式 総平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの 総平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) デリバティブの評価基準

時価法（ただし、ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を、為替予約取引については振当処理を採用）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① リース資産以外の有形固定資産 定額法

② リース資産

定額法 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法
によっております。

(2) 無形固定資産

定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）

(3) 長期前払費用

均等償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備え、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、適格退職年金制度の廃止日（2003年6月30日）における自己都合要支給額から当該時点における年金資産を控除した金額に基づいて計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理をしております。なお、ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段
金利スワップ取引、為替予約取引
ヘッジ対象

③ヘッジ方針 借入金、外貨建(予定)取引残高
借入金の利息相当額の範囲内及び外貨建(予定)取引残高の範囲内で、必要に応じてヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法 主にヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段についてそれぞれのキャッシュ・フロー総額の変動額を比較してヘッジの有効性の判定を行っています。但し、特例処理の要件を満たしている金利スワップ及び振当処理の要件を満たしている為替予約の場合は、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(2) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	18,969百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
(1) 短期金銭債権	840百万円
(2) 短期金銭債務	142百万円
損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高	
売 上 高	2,961百万円
仕 入 高	410百万円
営業取引以外の取引高	184百万円
株主資本等変動計算書に関する注記	
当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数	
普 通 株 式	15,711株
税効果会計に関する注記	
繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳	
繰延税金資産	
退職給付引当金	13百万円
賞与引当金	85百万円
未払事業税	18百万円
その他	81百万円
繰延税金資産小計	198百万円
評価性引当額	△11百万円
繰延税金資産合計	186百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	116百万円
繰延税金負債合計	116百万円
繰延税金資産の純額	70百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	東ソー㈱	東京都港区	55,173	ソーダ・石油化学製品等の製造販売	(被所有)直接38.4		原材料の仕入 従業員の兼任	283	買掛金	130

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まませんが、期末残高には消費税等を含みます。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
独立第三者間取引を参考にして取引条件を決定しています。

2. 関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ロンシールインコーポレイテッド	米国カリフォルニア州	80 (380千ドル)	建材商品の仕入及び販売	100.0		建材製品の販売 従業員の兼任	775 102	売掛金 未収入金	156 102
子会社	㈱ロンテクノ	東京都豊島区	20	建材商品の仕入・販売及び工事	100.0		建材製品の販売 従業員の兼任	2,167 73	売掛金	577

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まませんが、期末残高には消費税等を含みます。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
独立第三者間取引を参考にして取引条件を決定しています。
受取配当金については、子会社の当期純利益に基づき協議の上決定しています。

3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は 職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社の子会社	東ソー物流㈱	山口県周南市	1,200	荷役業務の受託・配送業務	—		荷役業務の受託・配送業務 請負業務等 賃貸料の受取等	1,476 36	未払金	286
その他の関係会社の子会社	大洋塩ビ㈱	東京都港区	6,000	塩化ビニル樹脂の製造及び販売	—		原材料の仕入	660	買掛金	338

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まませんが、期末残高には消費税等を含みます。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
独立第三者間取引を参考にして取引条件を決定しています。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,383円92銭
1株当たり当期純利益	235円19銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

ロンシール工業株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 藤本 幸宏 ㊟

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長井 裕太 ㊟

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ロンシール工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ロンシール工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関する責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

ロンシール工業株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 藤本幸宏 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長井裕太 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ロンシール工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び取組みについては、取締役会等における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び取組みは、相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

ロンシール工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 平山達也 ㊟

監査等委員 大石秀夫 ㊟

監査等委員 河本浩爾 ㊟

(注) 監査等委員大石秀夫及び河本浩爾は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

ホームページアドレス
<https://www.lonseal.co.jp/>